

佐渡産品提供店 (サドメシラン) を募集しています

お問い合わせ 市役所産業振興課 地産地消推進係 ☎63-3791

市内産の農林水産物と加工品を積極的に取り扱う小売店や飲食店等を募集しています。基準を満たす店舗は佐渡産品提供店 (サドメシラン) として認定し、市内外に広くPRします。

認定基準

共通事項のほかに、直売所、小売店、飲食店等それぞれ基準を満たす必要があります。

共通事項

- ①佐渡産品の普及に努めるとともに、市内産農林水産物等を積極的に活用・販売・PRすること。
- ②佐渡産品提供店であることを市の広報等で紹介することに承諾すること。
- ③市が実施する事業に積極的に協力すること。(関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置等)
- ④食品衛生法や関連法令等を遵守していること。

個別基準

- 小売店 (直売所) 市内産農林水産物等の量または金額の割合が8割以上であること。
- 小売店 (直売所以外)
 - ①市内産農林水産物等を1年を通じて販売すること。
 - ②他の商品とは別に市内産農林水産物等の売り場スペースを店内に5%以上確保すること。
- 飲食店等 (ホテル・旅館を含む)
 - ①使用している市内産農林水産物等をメニューで分かりやすく表示すること。
 - ②次に掲げる項目のうち、2つ以上該当すること。
 - ア 市内産農林水産物等を品目または重量で5割以上使用したメニューを1年を通じて提供すること。
 - イ 1年を通じて使用する米が「佐渡産コシヒカリ」100%であること。
 - ウ 市内産農林水産物等を使った郷土料理を1年を通じて提供すること。
 - エ にいがたフード・ブランド等の佐渡産品目(コシヒカリ、ルレクチエ、いちご、おけさ柿、和牛、ブリまたは南蛮エビ)を使った佐渡らしいメニューを1年を通じて提供すること。

認定証と広報

基準を満たした店舗には佐渡の木「アテビ」で制作した店舗名入りの認定証を提供するとともに、市の広報で周知するほか、冊子や観光パンフレット等へ掲載し、市民や観光客へ積極的にPRします。

詳しくは、佐渡市ホームページをご覧ください。佐渡市産業振興課地産地消推進係までお問い合わせください。

地産地消で佐渡を元気にしよう!

「野菜の配送 お手伝いします!」

お問い合わせ 市役所産業振興課 地産地消推進係
☎63-3791

「野菜は作っているけど、出荷先がない」「出荷したいけど、配送手段がない」「せっかく作ったけど、余らせてしまう」そんな方がいらっしゃいましたら、お声がけください。

佐渡市では「庭先集荷事業」として、農産物の販売をお考えの方の配送・納品のお手伝いをします。

お申し出をいただくと、まずは担当職員が現地確認へ伺い、品目・数量・品質のチェックを行います。その後、配送・納品の計画を作成し、スケジュールに沿って職員が集荷へ伺います。出荷先は、主に市の施設(学校・保育園・高齢者施設)です。

まずは、担当までお気軽にお問い合わせください。

